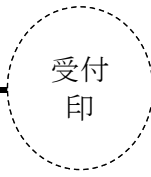


令和 年度 軽自動車税(種別割) 減免申請書

No.

決		裁	
課長	課長代理	係長	係員



令和 年 月 日 (あて先) 大阪市長	納税義務者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話番号 -)

大阪州市税条例 第 条 に該当しますので、
 大阪州市税条例施行規則第 条 第 項 第 号
 令和 年度分の軽自動車税(種別割)の減免を申請します。

台帳番号	-
免除税額	円

申請の理由	(軽自動車等の用途・構造変更等の内容等)				
申請対象軽自動車等	種別			車両番号又は標識番号	
	車名及び型式			車台番号	
	主たる定置場の所在地			総排気量等 cc kw	
	所有者(売主)	住所			使用者(買主)
		氏名			
身体障がい者等(□障がい者手帳等写しのとおり)	住所			住所	
	氏名			氏名	
	生年月日	明・大昭・平令	. . (満 歳)	身体障がい者等との関係	(必ず記載すること) 本人・
	納税者との係	本人・		運転免許証の交付番号及び交付年月日	第 号
	交付手帳等の別	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳
		認定書・認定カード 自立支援医療受給者証			
	手帳等の交付番号及び交付年月日	第 号	明・大昭・平令	. .	免許の種類
	障がい名			免許の条件	
障がいの級別又は障がいの程度等	第 級	第 項・款症	身体障がい者障がい程度等級表に相当する障がい	調査記事等	
精神障がいの程度等					
				調査員	

備考 提示又は添付する書面等については、裏面を御覧ください。

(注) 社会福祉法人については、大阪州市税条例施行規則第6条第4項の規定により当該減免を受けた者の名称、軽自動車等の区分及び減免額を公表します。

○ 必要書類一覧

身体障がい者等が所有し専用する軽自動車等 身体障がい者等（18歳以上の軽度身体障がい者を除く。）と生計を一にする者が所有し、かつ、当該身体障がい者等のために専用する軽自動車等
<ul style="list-style-type: none">・減免申請書・身体障がい者等であることを証する書面<ul style="list-style-type: none">【身体障がい者の場合】 身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳又は厚生労働大臣から交付された認定書【知的障がい者の場合】 大阪市療育手帳又は認定カード【精神障がい者の場合】 精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証・運転者に係る運転免許証・常時介護証明書（運転者が常時介護者である場合）
その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等
<ul style="list-style-type: none">・減免申請書・次に掲げる書類<ul style="list-style-type: none">・改造自動車届出書の写し又は自動車検査証の写し・社会福祉団体が使用者の場合…定款又は規約の写し・上記以外の者が使用者の場合…身体障がい者等の利用に供する旨の申立書・特定の身体障がい者等の利用に供する場合は、上記に掲げる身体障がい者等であることを証する書面
社会福祉法第22条に定める社会福祉法人が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等
<ul style="list-style-type: none">・減免申請書・定款の写し・認可証の写し・使用用途に係る申立書

※1 常時介護証明書については各区保健福祉センターにてご相談ください。

※2 不特定の身体障がい者等が利用者となる場合は、表面「身体障がい者等」及び「運転者」欄については、記載する必要はありません。

○ 大阪市市税条例等（抜粋）

<ul style="list-style-type: none">・災害により使用不能となった軽自動車等に対する種別割の免除 <p>〔市税条例第121条〕</p> <p>災害により滅失し、又は損害を受け使用不能となった軽自動車等に対しては、申請に基づき、種別割を免除する。</p>
<ul style="list-style-type: none">・公益上その他特別の事情がある者に対する種別割の減免 <p>〔市税条例第122条〕</p> <p>前条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより種別割を減免することができる。</p> <p>〔市税条例施行規則第6条第1項〕</p> <p>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割(第1号から第4号までに掲げる軽自動車等にあつては、令和4年度分から令和6年度分の種別割に限る。)については、条例第122条の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 身体障害者等が所有し専用する軽自動車等(1台に限る。) 免除(2) 身体障害者等(満18歳以上の軽度身体障害者を除く。)と生計を一にする者が所有し、かつ、当該身体障害者等のために専用する軽自動車等(1台に限る。) 免除(3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等 免除(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に定める社会福祉法人が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等 免除(5) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上その他の事由により特に減免する必要があると認める軽自動車等 市長が定める割合に相当する額の減額